

教育・文化・スポーツ

教育行政

「第3次与那原町教育大綱」の着実な実施と「教育基本法」に示される「すべて国民は、ひとしく、教育を受ける機会が与えられ、生涯にわたって学習することができ環境、また、教育に対し、学校、家庭及び地域が連携し協力する環境」の実現に努めます。

学校教育

電子黒板・タブレット端末等のICT機器を効果的に活用し、授業での集団学習や家庭での個別学習など、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を構築します。



革と教職員の負担軽減に取り組みます。

また、J-ETPプログラム事業による外国人英語教師の配置や英語検定補助の実施などにより語学力向上に取り組み、中学生を対象とした県内外外国人家庭へのホームステイを通じ、外国語教育と次代を担う国際人材育成に取り組みます。

また学習支援員や各種支援員を配置し、児童生徒の個性に応じた、きめ細かな学習指導や学校生活支援を実施します。不登校児童生徒には学校以外の居場所を確保し、スクールカウンセラーの配置、各小中学校に自立支援教室を設置し、迅速かつ適切に対応します。

児童生徒がいる全世帯に対して就学援助制度の積極的な周知と活用を促し、保護者の負担軽減に努めます。また、学力向上推進協議会における地域との連携により、家庭学習の定着・向上に努め、さらに「自他の尊厳を重んじる『人権教育』や、自立して未来を切り拓く『キャリア教育』」に取り組みます。

学校施設

学校施設については計画的な改修や更新を行い、施設の長寿命化と学習環境の維持・改善に努めます。また、与那原小学校の校舎は、築44年が経過し老朽化が進んでいることから、令和7年度に耐力調査を実施し現状を把握しました。この結果を踏まえ、令和8年度には基本構想の策定を計画するなど、安全で安心な教育環境の確保に取り組みます。

学校給食

学校給食費は国や県の補助事業を活用し、保護者の皆さまの経済的負担の軽減を図るため小学生の給食費の無償化を実施

します。また、衛生管理を徹底した安全で美味しい給食の提供と、学校給食を通じた食育の充実に努めます。

社会教育・文化・スポーツ

社会情勢の変化が激しい中、町民一人ひとりが生きがいを持ち、学び続け、心豊かに暮らせる町づくりは、行政の重要な使命であります。今後も自治会や関係団体の連携を強化し、町民主体の学びと交流の機会を充実させてまいります。

文化行政では、与那原町の歴史・伝統・地域に息づく文化資源を守り、正しく継承することにも、広く発信し、郷土への誇りと愛着を育む取り組みを推進します。町史編さん事業や文化財の保護・保存、与那原大綱曳資料館での伝統文化の普及・活用などに積極的に取り組めます。また、令和8年度は、町民参加型の「ふれあい文化フェスティバル」を開催し、文化に親しんでいただく機会を提供します。

図書館は「学びの拠点」「情報の拠点」としての役割を強化し、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい環境整備と読書活動の推進に努めます。学校や関係機関と連携し、子どもたちの読書習慣の形成や学力向上を支えます。

スポーツ振興については、健康やスポーツとの親和性の高い地域特性を活かしたスポーツツーリズムなどの推進により、心身の充実した人材育成と新たな与那原ブランドの形成を目指します。また、健康寿命の延伸や生きがいづくりの観点から、町民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進、各種競技団体への支援や施設の適切な維持管理に努め、交流と活力ある地域づくりを進めます。

国際交流

海外友好親善大使人材育成事業は、1名の研修生を受け入れ、両国間のネットワークの強化と文化交流を推進します。

与那原町選挙管理委員会 からの お知らせ



令和8年 4月19日(日)執行

与那原町長選挙

告示日(立候補届出受付日)

4月14日(火)

投・開票日

4月19日(日)

投票時間 7:00~20:00

開票時間 20:20~

投票所:与那原町役場1階 町民ラウンジ 開票所:上の森かなちホール

期日前投票

4月15日(水)~4月18日(土)

8:30~20:00

投票所:与那原町役場1階 町民ラウンジ

【投票できる方(選挙権)】

※与那原町外へ転出された方は投票できません

- ① 満18歳以上の日本国民であること
② 平成20年4月19日以前(4月20日生まれを含む。)に出生した者
③ 令和8年1月13日以前から与那原町に住所を有する

不在者投票 4月15日(水)~18日(土)

○仕事や旅行などで滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会です不在者投票ができます。

○病院・老人ホームでの不在者投票

(注意)施設等によって日時が異なります。指定施設へ確認してください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている方のうち一定の障がいのある方や、介護保険の被保険者証を持っている方で要介護5の方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。ただし、郵便等による不在者投票については、投票用紙等の請求は選挙の期日前4日までに行う必要があります。

なお、今回初めて郵便投票をする場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きが必要です。

不在者投票の請求方法

「不在者投票請求書宣誓書」を与那原町選挙管理委員会へ提出してください。「不在者投票請求書宣誓書」の様式は、町ホームページに掲載いたします。町のホームページでダウンロードするか町選挙管理委員会でお渡しできます。ご不明な点は選挙管理委員会へお問い合わせください。

※不在者投票の請求(「不在者投票請求書宣誓書」の提出)は、直接または郵送のみでしか受付することができません。FAXやメールで「不在者投票請求書宣誓書」を送付しても受付することができませんのでご注意ください。

お問い合わせ 与那原町選挙管理委員会 ☎945-2201(総務課内)

Table with 3 columns: 障害者の区分, 障害等の程度, 級別. Rows include 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, 介護保険の被保険者証.

上記に該当する方で、さらに次のいずれかに該当し、自書できない方は、あらかじめ届け出た代理人が投票用紙に記載する「代理投票」による投票ができます。

Table with 3 columns: 障害者の区分, 障害等の程度, 級別. Rows include 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳.

※不在者投票の制度を利用して投票した投票用紙が、投票日の19日(日)までに与那原町選挙管理委員会に届かない場合は無効となりますのでご注意ください。
※告示日前でも不在者投票制度を利用して投票用紙を請求することができます。